

令和3年9月10日

保護者の皆様

北海道剣淵高等学校長
芳賀雄太

緊急事態宣言の延長に伴う剣淵高校の対応について（お願い）

新秋の候 保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより本校の教育活動に多大なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国の緊急事態宣言の期間が延長されたことや、北海道教育委員会の通知に伴い、本校においても感染防止に向けて下記の対応をとらせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 北海道の緊急事態宣言延長期間 令和3年9月13日（月）～9月30日（木）
- 2 この期間の本校における対応について
 - ①旭川市とその近郊から通学している生徒もいることから、9月30日（木）までの平日授業は5分短縮の6時間授業とし、7時間授業は行わず15時台の公共交通機関で移動・帰宅できる様に指導いたします。
 - ②部活動は休止とします。
 - ③6時間授業終了後、生徒は自宅及び創明寮に速やかに帰宅し、特別な事情が生じない限り16:00以降校舎に残らないように指導いたします。
 - ④創明寮生は不急不要の事情がない限りこの期間の週末帰省を見合わせ、寮で過ごすよう指導いたします。対象日は9月23日(木・祝)、25日(土)、26日(日)です。
 - ⑤従来通り、顔にフィットするマスクの着用の徹底、消毒の徹底、密の回避、換気の徹底を継続して指導していきます。
- 3 ご家庭における新型コロナウイルスの感染防止対策について
 - ①緊急事態宣言期間中に3日間の連休（9月18日（土）、19日（日）、20日（月・祝））がありますが、不急不急の外出を控え、感染拡大の防止に努めるようお願いいたします。また、変異株は感染力が強いといわれています。感染防止対策としては、外出する際は、密を回避し必ず顔にフィットするマスクを着用するとともに帰宅時に手洗いや手指消毒など感染予防行動の徹底に努めるようお願いいたします。
 - ②発熱の有無にかかわらず、お子様およびご家族に風邪症状がある場合は症状が無くなるまでご自宅で静養するようお願いいたします。
- 4 上記について、ご不明な点がある場合は、TEL 0165-34-2549
教頭まで問い合わせください。